

居宅介護支援重要事項説明書

利用者様、ご家族様（以下「利用者」「家族」といいます。）が利用される居宅介護支援事業について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容をご説明いたします。
分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族の希望を伺い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1 事業者概要

事業者の名称	医療法人社団 清和会
事業者の所在地	西宮市弓場町 5 番 3 7 号
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 笹 生 幹 夫
所在地 連絡先	〒662-0964 西宮市弓場町 5 番 37 号 Tel 0798-22-3535 Fax 0798-22-3400
法人の行う他の業務	病院 訪問看護 ショートステイ（短期入所生活介護） 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 訪問介護

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション そよかぜ
所在地	〒662-0964 西宮市弓場町 8-15-2001
連絡先	Tel 0798-32-7831 Fax 0798-32-7830
ホームページ	https://www.saso.or.jp/soyokaze/
事業所番号	2860990122
管理者名	中嶋 久子
営業日	月曜日～日曜日 8時45分～17時30分（12/30～1/3は除く） 上記以外の時間帯は必要に応じて24時間連絡体制あり
サービス提供地域	西宮市（日常生活圏域の塩瀬圏域、山口圏域は除く）芦屋市
事業の目的	事業者は円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援を提供します。
運営方針	1) 利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、事業の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります 2) 利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 4) 市町村、主治医及び地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員数
管理者	業務所の運営及び業務全般の管理	1名以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	3名以上

4 身分証明書の携行

利用者に居宅介護支援を提供する事業者の介護支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時及びその家族から求められた際はいつでも提示します。

5 介護支援専門員の交替

1) 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

2) 利用者からの交替の申し出

選定された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められた事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

6 居宅介護支援のサービス内容

1) 利用者に提供するサービスの内容は次の通りです。

① 居宅サービス計画の作成

- 利用者の自宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の保険医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- 契約時に、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能です。

② 居宅サービス提供事業者との連絡調整

③ サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価

④ 利用者状況の把握

⑤ 給付管理

⑥ 相談・説明

⑦ 医療との連携・主治医への連絡

- 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるように求めます。
- 指定居宅事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師又は薬剤師に提供致します。
- 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。またこの場合において、当該事業者は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付いたします。

⑧ 権利擁護に関する相談

⑨ 居宅サービス計画の変更

⑩ 要介護認定等の申請の援助

7 居宅介護支援のサービスに当たっての留意事項

1) 事業者は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合は、主治医の意見を確認します。
2) サービス提供にあたっては、次の行為は行いません。
① 金品管理 ② 金品または物品、飲食の授受 ③ 宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為 ④ 入退院時の手続き（入院の保証人等） ⑤ 施設利用契約時の手続き ⑥ 救急車の同乗 ⑦ 病院受診の同行・立会 （但し、主治医との情報交換が必要な時には診察に立ち会う場合があります） ⑧ 警察等からの身柄の引き取り等
3) サービスの利用に当たって、次に掲げる行為は行わないで下さい。
① 介護支援専門員の心身に危害を及ぼす行為、または介護支援専門員に心身に危害が及ぶと恐れさせるような行為 【例えば以下のような行為】 ・ つねる、叩く、殴るなど心体に向けられた暴力行為 ・ 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧迫を加える行為 ・ 体を触る、触らせるその他看護師等に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為 ・ 誹謗中傷その他看護師等の人格を攻撃する行為 ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為 ③ 以上のほか、サービス等の提供を困難にする行為 【例えば以下のような行為】 ・ 計画にないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為 ・ 事業所内規違反となる業務中の飲食、金品の受託等を強要する行為

8 利用料金

1) 利用料金

- ・ 居宅介護支援費及び特定事業所加算（Ⅱ）・その他加算を算定しておりますが、全額介護保険から給付されますので、原則として自己負担はありません。

（以下の場合を除きます。）

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記の利用料金の金額を一旦お支払い下さい。当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。

居宅介護支援費（月額）		特定事業所加算（月額）	
要介護 1・2	12,000 円	Ⅱ	4,652 円
要介護 3・4・5	15,591 円	特定事業所医療介護 連携加算	1,381 円

2) 交通費

- ・ 当事業所のサービス提供実施地域へのサービス提供の場合は無料です。
- ・ 当事業所のサービス実施地域以外の場合は、交通費実費相当額を請求させていただきます。

3) 申請代行料

- ・ 要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

9 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了する事となります。ただし、有効期間の満了前日までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動更新されます。

10 契約の解約・終了について

利用者の 契約解除 による終了	契約期間中であっても、利用者から解約を希望する 7 日前までにお申し出をいただければ、解約することができます。この場合、解約料は徴収しません。	1) 利用者から解約や更新しない旨の申し出があったとき 2) 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。 3) 事業者が、秘密保持義務に違反したとき。 4) 事業者が、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。
契約の当 然終了	契約期間中であっても、右に掲げる事由によって当然に終了します。	1) 利用者が長期入院、転出されたとき 2) 利用者が介護保険施設等へ入所したとき 3) 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を受けることとなったとき 4) 利用者の要介護状態区分が、非該当あるいは要支援と認定されたとき 5) 利用者が死亡したとき
事業者の 契約解除 による終了	事業者は右のいずれかの場合には、居宅介護支援事業の契約を解除することができます。	1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（前記 7 記載のサービスに当たっての留意事項 2 など）をなし、本契約の目的を達成することが著しく困難となったとき 2) 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定居宅介護支援の提供が困難であると見込まれるとき
事業の廃止等を理由とする事業者の契約解除による終了		事業者は、居宅介護支援事業の廃止、休止をするときは、契約を終了させる日から起算して少なくとも 30 日前に解除の申し入れを行うことにより契約を解除することができる。

11 秘密の保持について

- 1) 事業者及び介護支援専門員がサービスを提供する際に知りえた利用者とその家族に関する情報は、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に定める通報を行うことは、前項に定める正当な理由がある場合に当たするため、事業者は秘密保持義務違反の責任を負うことはありません。
- 3) 事業者は、その職員または職員であった者が、介護支援専門員がサービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する情報を、契約期間中はもとより契約終了後も、正当な理由なく第三者に漏洩しないように、必要な処置を講じます。
- 4) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

12 相談・苦情窓口

当事業者に対するご相談や苦情などがございましたら、以下の窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

訪問看護ステーションそよかぜ	相談責任者 中嶋 久子 (月曜日～金曜日) 8:45～17:30 TEL 0798-32-7831 FAX 0798-32-7830
----------------	---

公的機関においても次の機関で苦情申し立て等ができます。

西宮市健康福祉局 福祉総括室 法人指導課	(月曜日～金曜日) 9:00～17:30 TEL 0798-35-3082 FAX 0798-34-5465 所在地 西宮市六湛寺町 10-3
兵庫県国民健康保険団体連合会	(月曜日～金曜日) 8:45～17:15 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号

13 法令の遵守

事業者は、介護保険及び関連の法規を守り居宅介護支援を行います。

14 記録の保管、閲覧・交付について

利用者への居宅介護支援の記録は、居宅介護支援終了後から5年間保管します。
記録の閲覧及び、実費を支払っての写しの交付が利用者とその家族に限り可能です。

15 事故発生時の対応

- 1) 居宅介護支援の提供に際して、利用者の生命・身体を害する事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族および後見人に連絡を行うと共に、条例に即して必要な処置を講じます
- 2) 居宅介護支援の提供に際し、介護支援専門員の故意・過失により、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、事業者は利用者とその損害を賠償いたします。
- 3) 事業者は、一般社団法人全国訪問看護事業協会の「居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険」に加入しています。内容詳細についてお知りになりたい場合は、事業所の管理者までご連絡ください。

16 災害発生時の対応について

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

17 新興感染発生、自然災害発生時の対応について

- 1) 新興感染発生、自然災害発生時は、自事業所のマニュアルに沿って行動をします。
- 2) 利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合をのぞいて、予定されている訪問を急遽取りやめる場合があります。その場合、連絡手段が確保された時点で連絡を入れさせていただきます。
- 3) 新興感染発生、自然災害発生時は、災害等の規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
- 4) 災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

18 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止委員会を設置、定期的に会議を開催し、虐待防止等の検討を行います。
- 2) 研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 3) 従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4) 苦情解決体制の整備に努めます。
- 5) 従事者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報義務に基づき、迅速かつ適切に対応します。

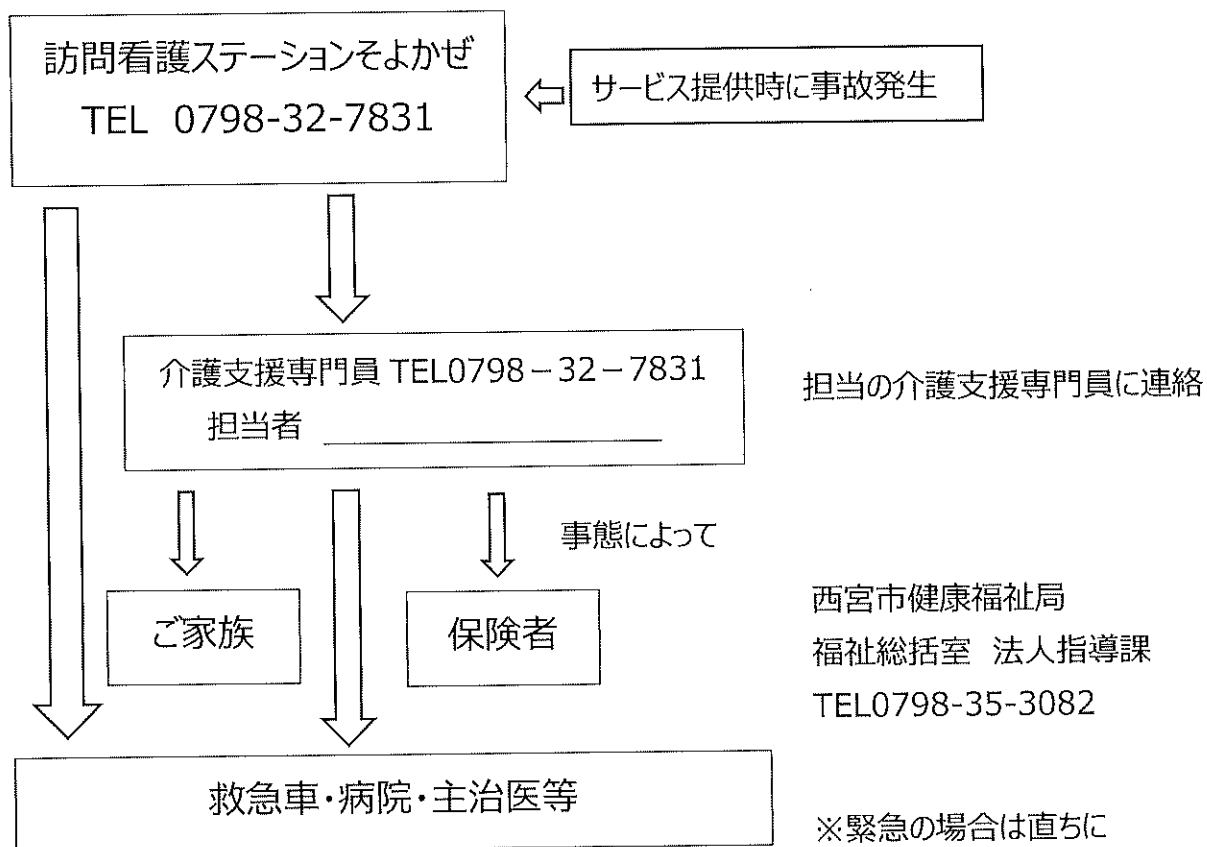
19 身体拘束等の適正化について

事業者は、身体拘束等の適正化のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 身体拘束等の適正化委員会を設置、定期的に会議を開催し、身体拘束等の適正化の検討を行います。
- 2) 研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 3) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- 4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20 緊急の事態が発生した場合の対応について

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所のケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡をとり対応します。



緊急時連絡先	氏名	続柄 ()	TEL
医療機関			TEL

21 その他

- 事業者では、地域における任務として、介護支援専門員や看護学生等の実習を受け入れております。介護支援専門員としての役割を理解し、住み慣れた地域で暮らすために必要な支援やサービスに関する学習をする機会を提供することは、私達の重要な役割です。教育・研修機関としての趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします
- 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えくださるようご協力下さい。

その他の加算・減算

1) 入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。

入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月
--------------	----------	--------------	----------

2) 退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療機関や介護保険施設等の職員と面接を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）

退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位/回	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位/回	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位/回		

3) 通院時情報連携加算

利用者が医師及び歯科医師の診断を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

通院時情報連携加算	50 単位/月
-----------	---------

4) ターミナルケアマネジメント加算

在宅で終末期を迎える利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、

主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合

ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
-----------------	----------

5) 特定事業加算

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月	特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月	特定事業所加算(A)	114 単位/月

特定事業所医療介護連携加算

特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月
---------------	----------

6) 初回加算：300 単位/月

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算：200 単位/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

6) 同一建物減算

所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定

居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合

別紙（令和 6 年 6 月～令和 6 年 11 月）

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問看護：45% 通所介護：18%
 地域密着型通所介護：14% 福祉用具貸与：79%

- ② 前 6 か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

【訪問看護】

法人名	事業所名	割合
医療法人社団 清和会	訪問介護ステーション そよかぜ	33%
株式会社 ケア 2 1	ケア 21 西宮	20%
有限会社 ラポール	ラポール訪問介護事業所	15%

【通所介護】

法人名	事業所名	割合
株式会社 あらたか	ARC 芦屋	22%
株式会社 SOYOKAZE	香櫨園ケアセンターそよ風	20%
社会福祉法人 明石恵泉福祉会	恵泉西宮浜デイサービスセンター	12%

【地域密着型通所介護】

法人名	事業所名	割合
株式会社 サンドレッド	レコードブック西宮室川	18%
无空 株式会社	デイサービス マザーハウス EBISU	15%
株式会社 B-フィクス	マリンデイ西宮	11%

【福祉用具貸与】

法人名	事業所名	割合
株式会社 フロンティア 神戸営業所	株式会社 フロンティア 神戸営業所	25%
株式会社 ヤマシタ	株式会社 ヤマシタ 尼崎営業所	21%
フランスベッド 株式会社	フランスベッド株式会社 デイケア西宮営業所	18%